

## 議案第 59 号

### 個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する次の規約を定める協議を岩美町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野病院組合及び南部箕蚊屋広域連合とそれぞれすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

〇〇町（村、一部事務組合、広域連合）と鳥取県の間における個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇町（村、一部事務組合、広域連合）（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（1）個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68

号) 第 8 1 条第 1 項の機関の権限に属させられた事項に関する事務

(2) 個人情報の保護に関する法律第 1 2 9 条に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項に関する事務

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇町（村）長（管理者、広域連合長）（以下「町（村）長（管理者、広域連合長）」という。）と協議して定める。

第 4 条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第 1 条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第 1 条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第 5 条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町（村）長（管理者、広域連合長）に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により  
決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町（村）長  
（管理者、広域連合長）に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支  
は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（条例等改正の場合の措置）

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正し  
ようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町（村）長（管理者、広域連合長）  
に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された  
場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町（村）長（管理者、広域連合長）に通  
知しなければならない。

（雑則）

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲  
乙協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規約の施行の際現に甲の設置による合議制の機関に対して行われている諮問  
その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものに

については、同日以後乙の設置による合議制の機関に対して行われた諮問その他の行為とみなす。

- 2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の設置による合議制の機関が実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙の設置による合議制の機関が実施したものとみなす。

## 議案第 60 号

### 情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する次の規約を定める協議を三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び境港管理組合とそれぞれすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

〇〇町（一部事務組合）と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第 1 条 〇〇町（一部事務組合）（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- （1）甲の機関の保有する情報の公開に関する条例（以下「甲の情報公開条例」という。）に基づく公文書の開示請求（以下「公文書開示請求」という。）に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務
- （2）甲の情報公開条例の施行に関する重要事項について意見を述べ、又は公文書開示請

求に係る通知について報告を受けることに関する事務

(3) 甲の議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「甲の議会個人情報保護条例」という。）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

(4) 甲の議会個人情報保護条例の施行に関する重要事項について意見を述べることに関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及びそれに基づく規則その他の規程（以下「鳥取県情報公開条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇町長（管理者）（以下「町長（管理者）」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に

要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長（管理者）に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長（管理者）に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（甲の条例改正の場合の措置）

第8条 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、町長（管理者）は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部が改正された場合においては、町長（管理者）は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

（乙の条例等改正の場合の措置）

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長（管理者）に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長（管理者）に通知しな

ればならない。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、  
甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の規定  
により行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとな  
る委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例の規定により行われた  
諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事  
務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。



## 議案第 6 1 号

### 情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する次の規約を定める協議を倉吉市、岩美町、智頭町、八頭町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野病院組合、鳥取中部ふるさと広域連合及び南部箕蚊屋広域連合とそれぞれすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

〇〇市（町、村、一部事務組合、広域連合）と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第 1 条 〇〇市（町、村、一部事務組合、広域連合）（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託

する。

(1) 甲の機関の保有する情報の公開に関する条例（以下「甲の情報公開条例」という。）に基づく公文書の開示請求に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

(2) 甲の議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「甲の議会個人情報保護条例」という。）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

(3) 甲の議会個人情報保護条例の施行に関する重要事項について意見を述べることに關する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及びそれに基づく規則その他の規程（以下「鳥取県情報公開条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇市（町、村）長（管理者、広域連合長）（以下「市（町、村）長（管理者、広域連合長）」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及

び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市（町、村）長（管理者、広域連合長）に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町、村）長（管理者、広域連合長）に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（甲の条例改正の場合の措置）

第8条 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、市（町、村）長（管理者、広域連合長）は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部が改正された場合においては、市（町、村）長（管理者、広域連合長）は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

（乙の条例等改正の場合の措置）

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町、村）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町、村）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

（雑則）

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規約の施行の際現に甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の規定により行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例の規定により行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。

## 議案第62号

### 鳥取県町村総合事務組合と鳥取県の間における情報公開条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

情報公開条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する次の規約を定める協議を鳥取県町村総合事務組合とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県町村総合事務組合と鳥取県の間における情報公開条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 鳥取県町村総合事務組合（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- （1）甲の機関の保有する情報の公開に関する条例（以下「甲の情報公開条例」という。）に基づく公文書の開示請求（以下「公文書開示請求」という。）に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務
- （2）甲の情報公開条例の施行に関する重要事項について意見を述べ、又は公文書開示請

求に係る通知について報告を受けることに関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及びそれに基づく規則その他の規程（以下「鳥取県情報公開条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、鳥取県町村総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに管理者に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を管理者に通知

するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(甲の条例改正の場合の措置)

第8条 甲の情報公開条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、管理者は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 甲の情報公開条例の全部又は一部が改正された場合においては、管理者は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

(乙の条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、管理者に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を管理者に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の情報公開条例の規定により行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例の規定により行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。



## 議案第 6 3 号

### 包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 契約の相手方

住 所 米子市

氏 名 駿 同 利 明

資 格 税理士

#### 2 契約の始期

令和 6 年 4 月 1 日

#### 3 費用の算定方法

9, 3 2 0, 0 0 0 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。

#### 4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。